資料２

横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について

１　推進指針の概要

　横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年条例第90号。以下「条例」といいます。）第12条に基づき、策定しています。

条例　(指針の策定)

第12条　市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

２　推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

1. 福祉のまちづくりに関する目標
2. 福祉のまちづくりに関する施策の方向
3. 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

（４）前３号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

３　略

２　制定及び改定の経緯

平成11年

策定

（短期目標）ヨコハマで暮らし、活動するすべての人が少なくとも１回は福祉のまちづくりを考える

（長期目標）ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち

**３年**

平成14年

改定

**12**

**年**

（短期目標）みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう

**５年**

平成19年

改定

（短期目標）さぁ、行動しよう！福祉のまちづくり

**４年**

平成23年

改定

（基本となる方向性）ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち

（継承）

**５年**

平成28年

改定

（基本となる方向性）ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち

裏面あり

３　検討の進め方

　　推進指針の具体的な内容については、福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）の下部組織である小委員会で検討し、推進会議に諮ります（「参考資料１」参照）。小委員会の設置については、条例第７条第３項及び福祉のまちづくり推進会議運営要綱（以下「要綱」といいます。）第６条に定められています。

条例　（設置）

第７条　略

２　略

３　推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

要綱　（小委員会）

第６条　推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第７条第３項に定める小委員会を置くことができる。

２～７　略

推進指針の期間が令和２年度までとなっているため、**次期推進指針策定のための検討を元年度から**

**２か年にかけて行います。**

**※　下線部が第43回推進会議でお示しした策定スケジュールから変更になった箇所です。**

４　策定スケジュール（予定）

令和元年度

６月11日 第43回推進会議（次期推進指針の策定に向けた検討を始めることを報告）

６～10月 事務局にて現行推進指針の課題、次期推進指針で取り組むべきこと等を整理

11月　　　 第44回推進会議（小委員会の設置）

１月　　　 第57回小委員会（現行推進指針の振り返り、評価等）

２～３月　 関係団体へのヒアリング、市民向けアンケートの項目となる要素の整理

令和２年度

４月　 　　 市民向けアンケートの実施

５月　　　 第58回小委員会（次期推進指針の骨子について）

７月　　　 第59回小委員会（次期推進指針の素案について）

８月　　　 第45回推進会議（小委員会で検討した素案の承認）

９月　　　 素案に対する市民意見公募の実施

10月　　　 第60回小委員会（市民意見公募の結果、次期推進指針の原案について①）

11月　　　 第61回小委員会（次期推進指針の原案について②）

12月　　　 第46回推進会議（市民意見公募の報告、原案の承認）

原案作成後は、本市において次期推進指針を確定し、周知を検討

３月　　　 次期推進指針を公表